

各小・中学校保護者 様

総社市教育委員会教育長

(公 印 省 略)

異常気象時の臨時休業と給食費負担の取扱いについて

このことについて、総社地域への警報発令に伴い、臨時休業や給食カットの措置が取られた場合、給食費の取扱い等は次のとおりとしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 午前6時現在、警報が発令されている場合は給食は中止となり給食費を負担する必要はありません。
- 2 午前6時現在には警報が発令されていなかったが、その後午前7時までに警報が発令された場合は、給食は作っていますので、給食費の一部の保護者負担が発生します。
- 3 午前7時を過ぎた後の登校時間や在校中に警報が発令され、給食を取らずに一斉下校になった場合は、給食は作っていますので、給食費の一部の保護者負担が発生します。
- 4 2・3の場合は年度末に調整して、3月の給食費で精算します。

総社市教育委員会学校教育課

TEL 0866-92-8358 FAX 0866-92-8397

Email ed-gakkyo@city.soja.okayama.jp